

役員退職手当支給規程

財団法人土木研究センター 役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 財団法人土木研究センターの常勤の役員(以下「常勤役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、6月以上在職した常勤役員が退職し又は解任されたときはその者に、常勤役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、常勤役員が退職し、又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の減額等)

第4条 常勤役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

- 一 財団法人土木研究センター寄附行為第19条第2号に該当するものとして、同条の規定に基づき、常勤役員を解任された場合
- 二 その他財団法人土木研究センター寄附行為第19条第2号に規定する行為に準じる行為があり、理事会において退職金を減額し、又は支給しないことが適当であると認められた場合

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、常勤役員の任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 第3条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 常勤役員が任期満了の日又はその翌月において再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当の支払)

第7条 退職手当は、法令に基づき退職手当から控除すべき金額を控除しその残額を、現金で直接この規定の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、支給を受けるべき者からの申し出に基づき、その者の金融機関の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

2 退職手当は、特段の事情がない限り退職等の日から1箇月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

三 前号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前より引き続き在職する常勤役員に係る退職手当の計算については、従前のおりとする。

3 役員退職手当支給内規(平成4年4月1日施行)は、廃止する。